

# 序 論

- I 計画策定の趣旨
- II 障害者支援や障害福祉をめぐる動き
- III 計画の位置づけと期間、策定体制



## I 計画策定の趣旨

平成 18（2006）年 12 月に国連総会で、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」が採択されました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するために各国がすべきことを定めた条約です。日本は、翌年条約に署名し、批准に向けた国内法の整備等が行われました。

まず、平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな理念が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改められ、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

以降、様々な国内法の整備や制度改革が行われ、平成 25（2013）年 12 月に国会において、国内法が「障害者権利条約」の求める水準に達したと承認され、平成 26（2014）年に批准書を国連に提出しました。その後も国により、障害福祉の向上に向け、施策の見直しや制度の検討が継続的に行われています。

本市では、平成 27（2015）年 3 月に「第 4 次安城市障害者計画」を、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 期安城市障害福祉計画」・「第 1 期安城市障害児福祉計画」を策定し、子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>の開設、地域生活支援拠点等の整備等、様々な障害福祉施策を講じてきました。

これらの計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、今後の障害福祉施策の基本方向を示し、総合的・計画的に推進するための次期計画を策定する必要があります。

障害の重度化や重複化、障害のある人やその家族の高齢化等に伴い、必要な支援も多様化・複雑化してきています。障害のある人を取り巻く状況の変化や国、愛知県の動き等を踏まえ、令和 3（2021）年度を初年度とする安城市障害者福祉計画（第 5 次安城市障害者計画・第 6 期安城市障害福祉計画・第 2 期安城市障害児福祉計画）を策定します。

## Ⅱ 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

### 1. 障害者支援関連法の整備

我が国の障害福祉制度は、平成 15（2003）年から「支援費制度」が導入され、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和 2（2020）年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」)の施行(平成18年12月20日) 国連で障害者権利条約を採択
平成19(2007)年	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)
平成21(2009)年	障害者制度改革推進会議
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月1日)
平成26(2014)年	障害者権利条約発効(平成26年2月19日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行(平成28年4月1日) 成年後見制度利用促進法施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次計画)
令和元(2019)年	読書バリアフリー法施行(令和元年6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正バリアフリー法一部施行(令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行(令和2年12月1日)

## 2. 障害者基本計画（第4次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画（第4次）」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

《計画期間》 平成30（2018）年度からの5年間

### 《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去するために政府が取り組む基本的な方向を定める。

### 《各分野に共通する横断的視点》

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

### 《施策の円滑な推進》

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### 《各分野における障害者施策の基本的な方向》

- (1) 安全・安心な生活環境の整備
- (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (3) 防災、防犯等の推進
- (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (6) 保健・医療の推進
- (7) 行政等における配慮の充実
- (8) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (9) 教育の振興
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (11) 国際社会での協力・連携の推進

## SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

日本でも積極的に取り組まれており、本市においても上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる個別計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。



## 《障害者施策と特に関連が深い目標》



3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

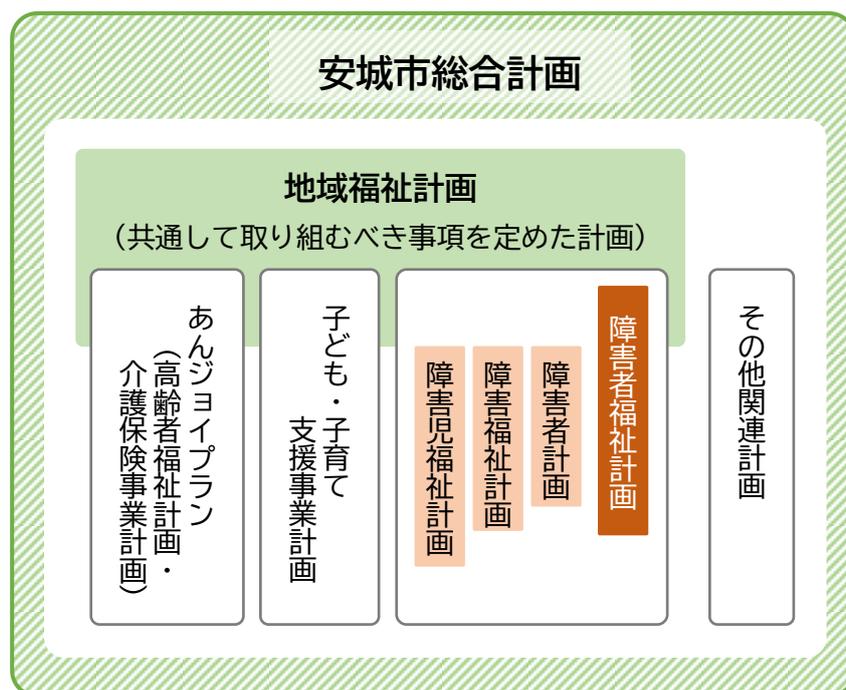
### Ⅲ 計画の位置づけと期間、策定体制

#### 1. 計画の位置づけ

「第5次安城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「第6期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第2期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害福祉に係る個別計画と位置付けるとともに、「地域福祉計画」で掲げる基本理念「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を障害福祉の視点から達成するための具体的な取組を示すものでもあります。計画の策定及び推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や「基本指針」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画や関連計画等との整合を図ります。



## 2. 計画の期間

「第5次安城市障害者計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

「第6期安城市障害福祉計画」及び「第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

▼ 今回の改定

和暦(年度)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
西暦(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
安城市 障害者 福祉計画	第4次安城市障害者計画						第5次安城市障害者計画					
	第4期安城市障害福祉計画	第5期安城市障害福祉計画 第1期安城市障害児福祉計画		第6期安城市障害福祉計画 第2期安城市障害児福祉計画		次期計画						



### 3. 障害のある人の定義と支援体制

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる、身体障害、知的障害、精神障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

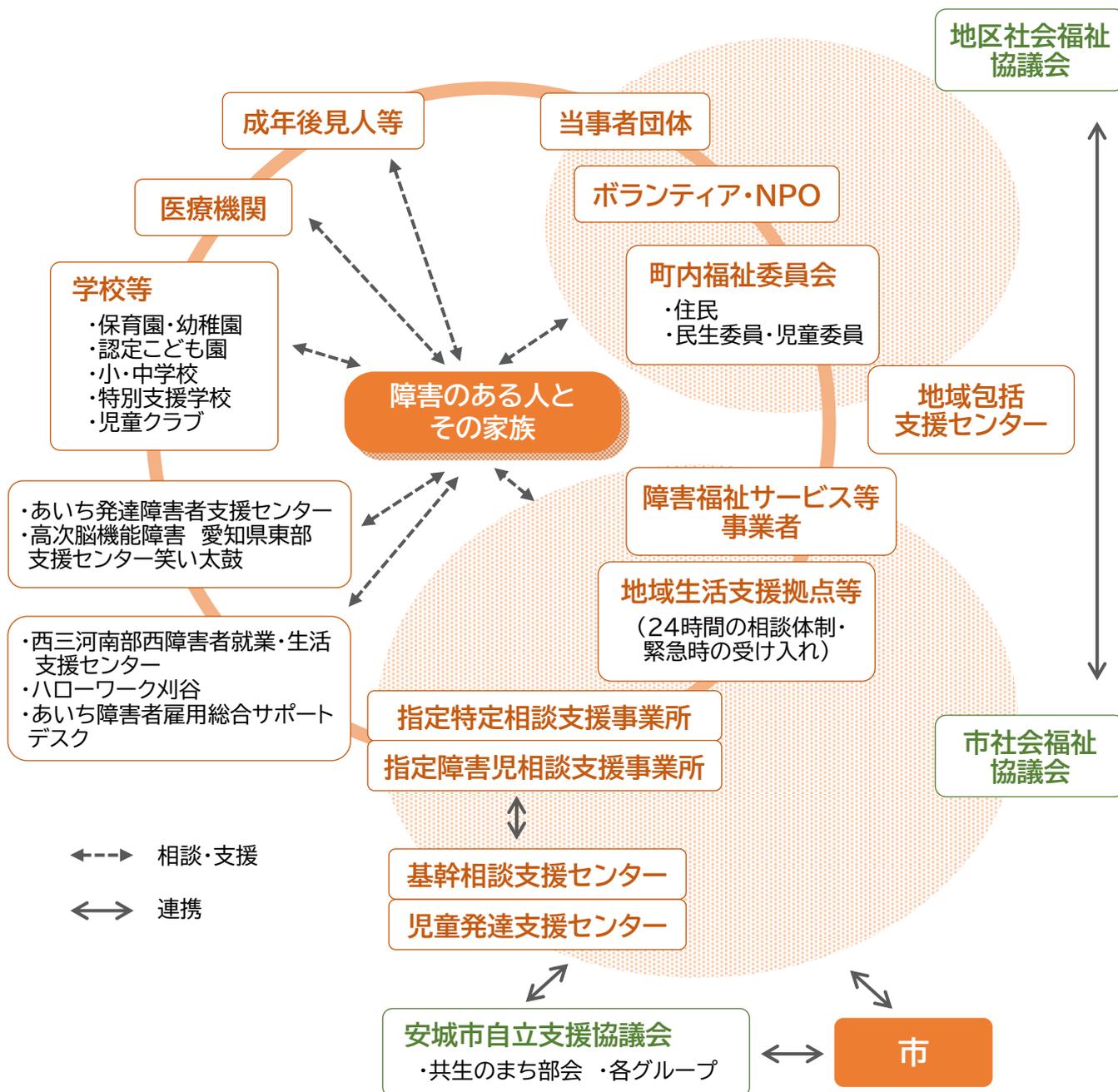
また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるためには、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

町内福祉委員会等地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。



《支援イメージ図》



## 4. 計画の策定体制

### (1) 障害者福祉計画策定委員会

障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で構成し、市長から諮問を受け、審議と答申を行いました。

### (2) 関係団体等懇話会（関係団体ヒアリング）

障害者団体や特別支援学校、障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、関係団体ヒアリングを通じ、障害のある人、あるいはそれらの人と深く関わっている立場から現状に対する意見などをいただきました。

関係団体等懇話会 （関係団体ヒアリング参加団体）	安城市身体障害者福祉協会、安城市心身障がい児を持つ親の会「ひまわり会」、安城市手をつなぐ親の会、精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」、愛知県立岡崎特別支援学校、愛知県立安城特別支援学校、社会福祉法人ぬくもり福祉会、社会福祉法人聖清会、社会福祉法人ポテト福祉会、社会福祉法人ぶなの木福祉会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人サポートバディ、NPO法人育て上げネット中部虹の会、安城市ボランティア連絡協議会
実施日	令和元年9月10日、令和2年1月28日、令和2年10月12日

### (3) 安城市自立支援協議会

障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で構成し、その下部に障害福祉サービス等事業者で構成する組織を有し、計画の策定に係る意見などをいただきました。計画策定後は、各施策の進捗状況を報告し、障害福祉をめぐる様々な課題について共有するとともに、市民視点、障害当事者視点、それぞれの専門的視点から意見を述べていただき、施策のより効果的な推進を図ります。

### (4) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、下記のアンケートを行いました。

区分	障害のある人					一般	
	身体	知的	精神	難病患者	障害児 (18歳未満)	一般	町内福祉委員会委員
配布数	1,000	400	500	200	500	1,200	200
回収	1,604票/2,600票 (61.7%)					808票/1,400票 (57.7%)	
調査期間	令和元年10月25日～11月15日（郵送）						

※アンケート調査の概要については、巻末の資料編に掲載しています。

## (5) パブリックコメント

広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和2年12月8日～令和3年1月8日
結果	意見提出人数3名、意見提出総数7件

## 《策定体制図》

